

人権啓発 コーナー



人権研修のお問い合わせ
固人権課 ☎(29)5080

ハラスメントについて考える

ハラスメントという言葉は今日、相手に不快感を与える嫌がらせを意味する語として一般化しています。多くの人が身近で経験しているのに黙認されてきた行為があります。それらの行為が偏見や差別に基づく人権侵害であることを私たちの気付かせてくれた平成元年の流行語が、セクシュアル・ハラスメント、いわゆるセクハラです。

例えば上司と部下、雇用者と労働者という関係は、対等でないことが多く、ハラスメントがこうした関係を悪用する行為だという点で、単なる嫌がらせとは一線を画します。優越的な立場にある人が行うハラスメントは正当化されがちで、する側の本人にとって偏見や差別の結果であることを意識しづらいことがあります。

令和元年5月、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するために、職場のハラスメント対策に重点を置いた女性活躍・ハラスメント規制法が成立しました。ハラスメント根絶に向け、自分に何ができるかを考える契機にもしたい法律です。

子どもを 健やかに育むために

児童虐待の予防や早期発見、子育てに関する相談窓口を紹介

放映：12月23日(月)
～29日(日)



子供たちが笑顔で安心して暮らせる
社会を目指しましょう

広報番組

CATV「アイ・キャン」11ch

岩国市政番組

かけはし

Kake-hash i

※放送時間は、EPG(リモコンの番組表
ボタンで操作)で確認してください
※番組編成の都合により、急きょ放送日
時や内容が変更になる場合があります

2020年を迎えて

新年の抱負などを福田良彦市長に
インタビュー

放映：1月6日(月)
～12日(日)

